（ゴルフ場における農薬の使用）

第五条　農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣及び環境大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二　（略）

2　前項の農薬使用者は、ゴルフ場の外に農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（住宅地等における農薬の使用）

第六条　農薬使用者は、住宅、学校、保育所、病院、公園その他の人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる施設の敷地及びこれらに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（水田における農薬の使用）

第七条　農薬使用者は、水田において農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第八条　農薬使用者は、クロルピクリンを含有する農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（削る）

（ゴルフ場における農薬の使用）

第五条　農薬使用者は、ゴルフ場において農薬を使用しようとするときは、毎年度、使用しようとする最初の日までに、次に掲げる事項を記載した農薬使用計画書を農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

一・二　（略）

（新設）

（住宅地等における農薬の使用）

第六条　農薬使用者は、住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（水田における農薬の使用）

第七条　農薬使用者は、水田において別表第一に掲げる農薬を使用するときは、当該農薬が流出することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（被覆を要する農薬の使用）

第八条　農薬使用者は、別表第二に掲げる農薬を使用するときは、農薬を使用した土壌から当該農薬が揮散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

別表第一（第七条関係）

一　S―（四―クロロベンジル）―N・N―ジエチルチオカーバメート（別名ベンチオカーブ又はチオベンカルブ）を含有する製剤

二　二―アミノ―三―クロロ―一・四―ナフトキノン（別名ＡＣＮ）を含有する製剤

三　三―アリルオキシ―一・二―ベンゾイソチアゾール―一・一―ジオキシド（別名プロベナゾール）を含有する製剤

四　二―イソプロピルフェニル―Ｎ―メチルカーバメート（別名ＭＩＰＣ又はイソプロカルブ）を含有する製剤

五　二―メチル―四―クロロフェノキシ酢酸エチル（別名ＭＣＰＡエチル）を含有する製剤

六　二―メチル―四―クロロフェノキシチオ酢酸―Ｓ―エチル（別名ＭＣＰＡチオエチル）を含有する製剤

七　二―メチル―四―クロロフェノキシ酢酸ナトリウム（別名ＭＣＰＡナトリウム塩）を含有する製剤

八　エチル＝五―（四・六―ジメトキシピリミジン―二―イルカルバモイルスルファモイル）―一―メチルピラゾール―四―カルボキシラート（別名ピラゾスルフロンエチル）を含有する製剤

九　Ｏ―エチル―Ｏ―（三―メチル―六―ニトロフェニル）セコンダリーブチルホスホロアミドチオエート（別名ブタミホス）を含有する製剤

十　Ｓ―エチルヘキサヒドロ―一Ｈ―アゼピン―一―カーボチオエート（別名モリネート）を含有する製剤

十一　（一ＲＳ・二ＳＲ・四ＳＲ）―一・四―エポキシ―ｐ―メンタ―二―イル＝二―メチルベンジル＝エーテル（別名シンメチリン）を含有する製剤

十二　Ｓ―四―クロロ―Ｎ―イソプロピルカルバニロイルメチル＝Ｏ・Ｏ―ジメチル＝ホスホロジチオアート（別名アニロホス）を含有する製剤

十三　三―（四―クロロ―五―シクロペンチルオキシ―二―フルオロフェニル）―五―イソプロピリデン―一・三―オキサゾリジン―二・四―ジオン（別名ペントキサゾン）を含有する製剤